

申請受付中もしくは、今後申請受付が行われる「感染拡大防止協力金」一覧表

(令和3年3月19日現在)

名 称	支給額	申請期間	主な申請要件 ※詳細は、ポータルサイトや申請受付要項をご確認ください。
①令和3年1月8日から 2月7日実施分(31日間) ②令和3年1月12日から 2月7日実施分(27日間) ③令和3年1月22日から 2月7日実施分(17日間)	一店舗当たり、 1日6万円 ※それぞれ、左記の実 施期間により ①186万円 ②162万円 ③102万円	令和3年2月22日(月) <u>~3月25日(木)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都における緊急事態措置等」により、営業時間短縮の要請を受けた、都内全域の飲食店等を運営する中小企業、個人事業主等 ・令和3年1月8日(金曜日)(又は1月12日(火曜日)若しくは1月22日(金曜日))から令和3年2月7日(日曜日)までの全期間において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は11時から19時までとすること ・対象期間中、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと ・ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示すること
令和3年2月8日から 3月7日実施分	一店舗当たり、 168万円 (1日6万円)	<u>令和3年3月26日(金)</u> ~4月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都における緊急事態措置等」により、営業時間短縮の要請を受けた都内全域の飲食店等(大企業が運営する店舗も含む) ○夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに酒類の提供は11時から19時までとすること ○対象期間において、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと ○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗ごとに掲示していただくこと
令和3年3月8日から 3月31日実施分	一店舗当たり、 124万円 ※営業終了時間が夜20時~21時までの店舗は、一店舗当たり84万円	未定	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態措置期間(3月8日から3月21日まで)の対応 夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は11時から19時までとすること ○段階的緩和期間(3月22日から3月31日まで)の対応 夜21時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮すること ⇒段階的緩和期間における酒類の提供は、11時から20時までとする ⇒段階的緩和期間への移行により、営業時間の短縮要請の対象に該当しなくなった店舗 (従来の営業終了時間が夜20時から21時までの店舗)については、令和3年3月8日から3月21日までの間、全面的に時短要請にご協力頂いた場合、一店舗当たり84万円を支給します。 ⇒申請に当たっては、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録いただくことが必要となります。 ○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗ごとに掲示するとともに、より一層の遵守に向けて、取り組んでいただくこと

※感染拡大防止協力金の申請は、それぞれの期間で、別々に申請する必要がありますので、申請漏れがないようご注意ください。